独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年5月18日

住友生命保険相互会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 倉 加奈子 印 業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 辰 巳 幸 久 印 業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 崇 雄 ⑨ 業 務 執 行 社 員

<財務諸表監査>

監查意見

当監査法人は、住友生命保険相互会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友生命保険相互会社及び連結子法人等の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

責任準備金計上額の妥当性

監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由

住友生命保険相互会社の連結財務諸表において、責任準備金31,938,861百万円が計上されている。このうち、親会社である住友生命保険相互会社の責任準備金残高は27,262,040百万円であり連結総負債の81%に相当する重要な割合を占めている。

連結貸借対照表注記13. に記載されているとおり、住友生命保険相互会社の責任準備金は保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため保険業法及び関連する規制に従い、金融庁に認可を受けた保険料及び責任準備金の算出方法書に定められた保険数理計算に基づいて算定されている。また、保険業法施行規則第69条第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、同条第5項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要がある。

責任準備金は、長期にわたる将来発生する キャッシュ・フローについて性別・年齢別等の計 算前提(予定発生率・予定利率等)に基づき計算 される。責任準備金の計算式は非常に複雑で専門 性を要するため、新商品開発時及び既存商品の予 定発生率等の改定時におけるシステムへの反映の 正当性(責任準備金が算出方法書どおりに計算さ れること)検証や事業年度末の計算結果の検証に は経験を有する社内のアクチュアリーが関与して いる。

また、保険計理人による責任準備金の積立水準の十分性を確認する将来収支分析では、複数のシナリオのもとに将来の収支を予測することによって、会社が将来の保険金などの支払能力を維持し得るかどうかを保険計理人が判断する。将来収支分析は、関連する法令等に基づき、保険数理に関する専門知識を活用した将来キャッシュ・フロー等の見積りが必要となる。経営者は、保険計理人による将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を決定する。

以上から、当監査法人は、住友生命保険相互会社に係る責任準備金計上額の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項の一つに該当すると判断した。

監査上の対応

当監査法人は、住友生命保険相互会社の責任準備金計上額の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。なお、監査手続の実施にあたっては、当監査法人の保険数理の専門家及びITシステムの専門家を利用した。

(1) 内部統制の評価

責任準備金計上額の妥当性に関連するプロセスについて、当監査法人のITシステムの専門家を利用し内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に以下に焦点を当てた。

① 責任準備金の正確性

- 保険数理部門において、責任準備金計算システムへの反映の正当性を検証していること
- 情報システム部門において開発された責任準備金計算システムにより、責任準備金計上額 を正確に計算するシステム統制が有効に機能 していること
- 保険数理部門において、全ての保険契約に対して責任準備金が網羅的に計上されていることを検証していること
- 保険数理部門において、責任準備金計上額の 計算結果についてサンプル抽出により再計算 し正確性を検証していること

② 責任準備金の積立水準の十分性

• 将来収支分析に係る保険計理人の意見書に基づき、経営者が責任準備金の計上額を決定していること

(2) 責任準備金計上額の妥当性の検討

当監査法人は、当監査法人の保険数理の専門家 及びITシステムの専門家を利用して、住友生命保 険相互会社が計上した責任準備金計上額の妥当性 を検討するため、主に以下の手続を実施した。

① 責任準備金の正確性

- 当連結会計年度に新たに販売された保険商品及び予定発生率等が改定された既存の保険商品の責任準備金について、算出方法書に従い再計算し、結果が一致していることを検証した。
- 過年度からの責任準備金の増減と当連結会計 年度の保険料、保険金、事業費等との整合性 を検討した。
- 責任準備金計算システムで使用する期末の保 険契約データと保険契約システム上の契約異 動データから作成した期末の保険契約データ との整合性を検討した。
- ② 責任準備金の積立水準の十分性

- 保険計理人の意見書の閲覧及び保険計理人への質問により、将来収支分析について、関連する法令や「生命保険会社の保険計理人の実務基準」(公益社団法人日本アクチュアリー会)に基づいて行われていることを検討した。
 - 組織規程及び保険計理人規程の閲覧並びに保険計理人への質問により、保険計理人が職務遂行上必要な権限を取締役会から付与されていること及び保険計理人が収益部門、収益管理部門及び商品開発部門から独立していることを確かめた。
 - 経営者への質問及び責任準備金に係る決裁書 を閲覧し、経営者が保険計理人による責任準 備金の積立水準の十分性を確認する将来収支 分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を 決定していることを確かめた。

シメトラ買収によって生じたのれんの処理方法の変更の適切性及び減損損失計上の要否に関する判断 の妥当性

監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由

住友生命保険相互会社の連結財務諸表において、親会社である住友生命保険相互会社がSymetra Financial Corporation (以下、「シメトラ」という。)を買収したことに伴い発生したのれん42,918百万円が計上されている。

連結財務諸表の作成方針(4)のれんの償却に関する事項に記載されているとおり、のれんはその効果の及ぶ期間で定額法により償却処理されている。また、のれんは収益性の著しい低下等により、当初想定していた超過収益力が見込めなくなった場合には、減損損失が計上される可能性がある。シメトラ買収に伴うのれんは、連結貸借対照表注記15.(1)に記載されているとおり、シメトラの連結財務諸表に計上され、米国会計基準に基づき、減損の兆候となる事象・環境変化の有無について判定が行われ、のれんを含む報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が50%を超えると定性的に判断された場合に、定量的な減損の検討が行われる。

当連結会計年度より、シメトラにおいて米国会計基準FASB Accounting Standards Codification Topic 350「無形資産ーのれん及びその他」に基づく非公開会社の特例を適用したことに伴い、のれんの処理方法について以下の変更を行った。

- 従来、シメトラでは事業別に区分した報告単位ごとに減損判定を行っていたが、全社単位での判定が選択可能になったことから、全社単位での判定への変更を行った。これに伴い、住友生命保険相互会社の連結財務諸表上においても、シメトラの全社単位での判定に変更している。
- ・ 従来、シメトラの連結財務諸表においてのれんの償却を行っていなかったが、償却処理を選択できることとなったことから、当連結会計年度より 10 年の定額法による償却を開始した。これに伴い、住友生命保険相互会社の連結財務諸表上においても、従来の20年の定額法から10 年の定額法の償却に変更している。

これらのシメトラにおける米国会計基準の準拠性 及び住友生命保険相互会社の連結財務諸表におけ る取扱いの適切性はのれんの処理方法に重要な影響を及ぼす。

また、当連結会計年度において、シメトラでは、マクロ経済の状況やシメトラの経営成績、米国の生命保険業界の動向等について、主に以下の事項を踏まえて、全社単位での減損の兆候となる事象・環境変化の有無を判定し、減損の兆候はないとの

監査上の対応

当監査法人はシメトラ買収によって生じたのれんの処理方法の変更の適切性及び減損損失計上の要否に関する判断の妥当性を検討するため、主に以下の手続を実施した。なお、一部の手続については、シメトラの監査人に監査の実施を指示し、その実施結果についての報告を受け、十分かつ適切な監査証拠が入手されているかどうかについて検討した。

(1) 内部統制の評価

のれんの減損損失計上の要否の判断に関連する 内部統制の整備状況及び運用状況の有効性の評価 のために、シメトラの監査人は以下の統制が実施 されていることを確かめた。

- 減損の兆候の有無の判定について、マクロ経済の状況やシメトラの経営成績、米国の生命保険業界の動向等に基づく分析結果をシメトラの経営者が査閲し承認する統制
- (2) 非公開会社の特例の適用に伴う処理方法の変更の適切性の評価

非公開会社の特例の適用に伴う処理方法の変更 について、シメトラの監査人は以下の手続を実施 した。

• 減損判定の全社単位への変更及びのれんの償却処理が米国会計基準に準拠して適切に実施されていることの検討

当監査法人は、住友生命保険相互会社の連結財務諸表におけるのれんの処理方法の変更の適切性を確かめるために以下の手続を実施した。

- シメトラの全社単位でののれんの減損損失計 上の要否判定を行うことへの変更について、 住友生命保険相互会社の経営者への質問及び 関連資料の閲覧
- のれんの償却における 20 年の定額法から 10 年の定額法への変更について、処理が適切に 実施されていることの検討
- (3) 減損の兆候の有無に関する判断の妥当性 シメトラののれんの減損の兆候の有無の判定に ついて、シメトラの監査人は以下の手続を実施した。
- 新型コロナウィルス感染症の拡大の影響を考慮した将来の利益計画が減損の兆候の有無の 判定に与える影響について、シメトラの経営 者への質問
- 減損の兆候となる事象・環境変化の有無を確 かめるために、シメトラが実施した以下の事 項を含む分析結果の検討
 - 新型コロナウィルス感染症の拡大の影響

結果となった。住友生命保険相互会社の連結財務 諸表上においても、シメトラでの判定結果を踏ま えて検討し、同様の結論となった。

- シメトラの当連結会計年度の業績や新型コロ ナウィルス感染症の拡大の影響を考慮した将 来の利益計画
- 米国株式市場における生命保険関連銘柄の株価インデックスの水準

これらの減損の兆候となる事象・環境変化の有無の判定は、経営者の重要な判断を伴う。

以上から、当監査法人は、シメトラ買収によって生じたのれんの処理方法の変更の適切性及び減損損失計上の要否に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項の一つに該当すると判断した。

を考慮したシメトラの将来の利益計画の 見直し

・ 米国株式市場における生命保険関連銘柄 の株価インデックスの変化

当監査法人は、住友生命保険相互会社の連結財務諸表におけるのれんの減損の兆候の有無の判定の妥当性を確かめるために、住友生命保険相互会社の経営者へ質問し、関連資料を閲覧した。

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、保険業法第110条第2項の規定に基づき、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎 となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を 検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の 注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企 業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子法人等の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。 監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると 判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当 該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより 生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合 は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、住友生命保険相互会社の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記を財務報告とした住友生命保険相互会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、住友生命保険相互会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子法人等から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない 可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、 監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続 を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性 に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体と しての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。 監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監 査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、 識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているそ の他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子法人等と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

記載項目

(1)連結の範囲に関する事項

連結子会社及び子法人等数 26社

主な連結される子会社及び子法人等は、メディケア生命保険株式会社、株式会社スミセイビルマネージメント、住生物産株式会社、スミセイビジネスサービス株式会社、新宿グリーンビル管理株式会社、株式会社スミセイハーモニー、スミセイ情報システム株式会社、株式会社シーエスエス、スミセイ保険サービス株式会社、株式会社シーブデザイナーズ株式会社、株式会社スミセイ・サポート&コンサルティング、株式会社保険デザイン、アイアル少額短期保険株式会社、Symetra Financial Corporation です。

なお、当連結会計年度に Symetra Financial Corporation の子会社1社を新規設立したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。また、Symetra Financial Corporation の子会社1社を売却したことに伴い、同社を連結の範囲から除いております。

主な非連結の子会社及び子法人等は、SUMISEI-SBI 投資 事業有限責任組合です。

非連結の子会社及び子法人等については、総資産、売上高、当期損益及び(利益)剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する 事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等数 0 社 持分法適用関連法人等数 1 0 社

主な持分法適用関連法人等は、日本ビルファンドマネジメント株式会社、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社、マイコミュニケーション株式会社、株式会社エージェント、Baoviet Holdings、PT BNI Life Insurance、Aviva Singlife Holdings Pte. Ltd.です。なお、当連結会計年度に当社の持分法適用関連法人等である Singapore Life Pte. Ltd.による持株会社化及び新設持株会社による株式の取得により、Aviva Singlife Holdings Pte. Ltd.とその子会社1社を持分法適用関連法人等としております。

持分法を適用していない非連結の子会社及び子法人等 (SUMISEI-SBI 投資事業有限責任組合他)並びに関連法 人等(日本企業年金サービス株式会社)については、 連結損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、 かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用し ておりません。

記載項目	
(3)連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項	連結子会社及び子法人等のうち、海外の子会社及び子法人等の決算日は12月31日です。作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
(4)のれんの償却に関する 事項	のれん及び持分法適用関連法人等に係るのれん相当額については、20年以内のその効果の及ぶ期間で、定額法により償却しております。ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。なお、米国子会社で計上されたのれんについて、従来は連結上20年で定額法により償却しておりましたが、米国子会社において米国会計基準 FASB Accounting Standards Codification Topic 350「無形資産ーのれん及びその他」に基づき償却処理を選択できることとなったことから、当連結会計年度より10年の定額法により償却する方法へ変更しております。これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前純剰余はそれぞれ2,796百万円減少しております。

2020年度(2021年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科 目	金額
(資産の部)	(負 債 の 部)	
現金及び預貯	金 1,386,540	保 険 契 約 準 備 金	32, 295, 045
コールロー	ン 192, 142	支 払 備 金	138, 027
買 入 金 銭 債	権 565, 143	責任準備金等	31, 938, 861
有 価 証	券 34, 343, 796	社 員 配 当 準 備 金	218, 156
貸付	金 2,645,407	再 保 険 借	12, 837
有 形 固 定 資	産 570,045	社	474, 969
土	地 360, 256	その他負債	5, 272, 243
建	物 174,980	売 現 先 勘 定	2, 870, 573
リ ー ス 資	産 4,548	債券貸借取引受入担保金	501, 353
建 設 仮 勘	定 23,711	その他の負債	1, 900, 316
その他の有形固定資	産 6,548	退職給付に係る負債	4,775
無 形 固 定 資	産 193,877	価格変動準備金	883, 835
ソフトウェ	ア 37, 258	繰 延 税 金 負 債	33, 615
のれ	ん 42,918	再評価に係る繰延税金負債	12, 894
その他の無形固定資	産 113,699	負債の部合計	38, 990, 217
代 理 店	貸 145		
再 保 険	貸 1,241	(純 資 産 の 部)	
そ の 他 資	産 1,112,257	基金償却積立金	639, 000
退職給付に係る資	産 18,370	再 評 価 積 立 金	2
繰 延 税 金 資	產 69,056	連 結 剰 余 金	81, 850
貸 倒 引 当	金 △ 3,938	基金等合計	720, 853
		その他有価証券評価差額金	1, 526, 505
		繰延ヘッジ損益	104
		土地再評価差額金	△ 59, 397
		為替換算調整勘定	△ 84, 516
		退職給付に係る調整累計額	185
		その他の包括利益累計額合計	1, 382, 881
		非 支 配 株 主 持 分	133
		純 資 産 の 部 合 計	2, 103, 868
資 産 の 部 合	計 41,094,086	負債及び純資産の部合計	41, 094, 086

2020 年度 連結貸借対照表注記

1. 当社の保有する有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

有価証券(預貯金及び買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第 21 号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第 110 条第 2 項に規定する子会社等が発行する株式)については原価法、その他有価証券のうち、時価のある株式については 3 月中の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のあるそれ以外のものについては 3 月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- 2. 当社は、個人保険・個人年金保険、企業年金保険等に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
- 3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
- 4. 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、当社の保有する事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 1 号に定める公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する方法及び第 5 号に定める鑑定評価に基づく方法

5. 当社の保有する有形固定資産の減価償却は、次の方法によっております。

建物

定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間に基づく定額法によっております。

その他の有形固定資産

定率法によっております。

6. 当社の保有する外貨建資産・負債(子会社株式及び関連会社株式を除く)は、決算日の為替相場により円換算しております。子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

7. 当社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき査定を実施し、関連部署から独立した資産監査部署 が査定内容を監査しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、260百万円です。

連結子会社及び子法人等については、主として当社と同水準の資産の自己査定基準及び償却・引当 基準に則り、引当を行っております。

8. 退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付に係る会計処理の方法は、主として次のとおりです。

退職給付見込額の期間帰属方法

給付算定式基準

数理計算上の差異の処理年数

翌連結会計年度から 8年

過去勤務費用の処理年数

3年

退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、 確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、一部の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

一部の連結子会社及び子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しており、一部の海外の連結子会社及び子法人等は、確定拠出制度を設けております。

- (2) 確定給付制度
 - ① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務 勤務費用 利息費用 数理計算上の差異の当期発生額 退職給付の支払額 その他

4,009 百万円 33,137 百万円 △23,255 百万円 106 百万円 304,975 百万円

279,090 百万円

11,888 百万円

期末における退職給付債務

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産 期待運用収益 数理計算上の差異の当期発生額 事業主からの拠出額 退職給付の支払額 その他 期末における年金資産 272,693 百万円 2,146 百万円 47,593 百万円 6,985 百万円 △10,877 百万円

③ 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	303, 128 百万円
年金資産	△318,570 百万円
	△15,442 百万円
非積立型制度の退職給付債務	1,847 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△13,595 百万円
退職給付に係る負債	4,775 百万円
退職給付に係る資産	△18,370 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△13,595 百万円

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用11,888 百万円利息費用4,009 百万円期待運用収益△2,146 百万円数理計算上の差異の当期の費用処理額△4,734 百万円過去勤務費用の当期の費用処理額△3,724 百万円その他85 百万円確定給付制度に係る退職給付費用5,376 百万円

⑤ その他の包括利益等に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりです。

数理計算上の差異9,721 百万円過去勤務費用△3,724 百万円合計5,997 百万円

その他の包括利益累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりです。

未認識数理計算上の差異△229 百万円未認識過去勤務費用491 百万円合計261 百万円

⑥ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

株式	41%
生命保険一般勘定	35%
債 券	7%
投資信託	6%
その他	11%
合 計	100%

年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が47%含まれています。

⑦ 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金 資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑧ 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、主として次のとおりです。

割引率 0.575%

長期期待運用収益率

確定給付企業年金1.3%退職給付信託0.0%

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、2,317百万円です。

- 9. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。
- 10. 当社のヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)に従い、主に、外貨建債券、外貨建社債(負債)等に対する為替リスクのヘッジとして時価ヘッジ及び通貨スワップの振当処理を行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定は、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動 を比較する比率分析によっております。

- 11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。
- 12. 連結納税制度を適用している当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度に関して、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(2020年3月31日 企業会計基準委員会 実務対応報告第39号)により、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
- 13. 当社の責任準備金は、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条の規定に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、次の方式により計算しております。

(1)標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) (2)標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、2006年4月1日以降年金開始した個人年金保険契約(予定利率変動型無配当個人年金保険(一時払い)を除く)については、年金支払開始日等を順次契約締結時とみなしたうえで、金融庁長官が定める計算基礎(平成8年大蔵省告示第48号)を適用(ただし、2006年度中に年金支払開始日等が到来する契約について、予定死亡率は生保標準生命表2007(年金開始後用)を適用)して計算したことにより生じた差額を追加して計上しております。

収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、責任準備金に積み立ております。

また、責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条 第 1 項第 3 号の規定に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

保険業法施行規則第69条第1項、第2項及び第4項の規定により積み立てられた責任準備金では、 算出方法書の計算前提(予定発生率・予定利率等)に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積 りが、直近の実績と大きく乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認 められる場合には、同条第5項の規定に基づき、追加の責任準備金を計上する必要があります。 追加の責任準備金の計上要否、金額の決定にあたっては、関連する法令等に基づき、保険数理に関 する専門知識を活用した将来キャッシュ・フロー等の見積りが必要となることから、保険計理人に よる責任準備金の積立ての十分性を確認する将来収支分析の結果を参照し、責任準備金の計上額を 決定しております。

海外の連結子会社及び子法人等の責任準備金は、米国会計基準に基づき算出した額を計上しております。

- 14. 当社の無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
- 15. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号)に基づいて識別した会計上の見積りは、次のとおりです。

(1)のれんの評価

当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されているのれんは、当社による米国子会社の買収に伴い発生したのれんです。

米国子会社の買収に伴うのれんは、米国子会社の連結貸借対照表に計上され、米国会計基準 FASB Accounting Standards Codification Topic 350「無形資産ーのれん及びその他」の非公開会社の特例に基づき、定額法による償却の実施及び減損損失の判定を行っております。

減損損失の判定は、減損の兆候となる事象・環境の変化の有無について、全社単位での判定を行い、のれんを含む報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が50%を超えると定性的に判断した場合に、定量的な減損の検討を行います。当社は、米国子会社での判定の結果を踏まえ、日本の会計基準に基づき減損損失の認識の判断を行っております。

減損の兆候判定及び定性評価にあたっては、マクロ経済や米国の生命保険業界の動向、米国子会社の業績及び新型コロナウィルス感染症の拡大の影響を考慮した将来の利益計画、その他の関連する固有の事象と状況を総合的に評価しています。また、定量的な減損の検討における公正価値の算定においては、将来の経済環境予測を踏まえた保険料収入、保険金給付率等を反映した将来キャッシュ・フロー、割引率及び長期成長率などの主要な仮定を設定します。

将来の不確実な経済条件の変動などにより、減損の兆候となる事象の発生や環境の変化が生じた場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。

なお、当連結会計年度においては、減損の兆候はないと判断しており、減損損失は計上しておりません。

(2) 保有契約価値及び繰延新契約費の償却

当連結会計年度の連結貸借対照表において計上されている無形固定資産には、米国子会社の買収に伴う保有契約価値3,796百万円が、その他資産には、米国子会社の繰延新契約費82,668百万円がそれぞれ含まれております。

保有契約価値は、米国子会社の買収時点で保有している保険契約に関して、保険契約から得られる将来利益を見積現在価値として計算し、米国子会社の連結貸借対照表に計上したものであります。また、繰延新契約費は、米国子会社の買収後の保険契約の獲得に係る費用のうち、一定の条件を満たすものを米国子会社の連結貸借対照表上、資産として認識したものであります。

保有契約価値及び繰延新契約費は、保険契約の効果が及ぶと見積もられる期間にわたり、将来の

見積総利益の発生見込を基礎とした比率等により償却しております。将来の見積総利益の算定に おいては、継続率、死亡率などの主要な仮定を設定しています。

将来の不確実な経済条件の変動などにより、翌連結会計年度において保有契約価値及び繰延新契約費の減価相当額が損失計上される可能性があります。

- 16. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」 (2020 年 3 月 31 日 企業会計基準第 31 号) を当連結 会計年度末から適用し、重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。
- 17. 当連結会計年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は次のとおりです。
 - ・「時価の算定に関する会計基準」(2019年7月4日 企業会計基準第30号)
 - ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2019年7月4日 企業会計基準適用指針第31号)
 - ・「金融商品に関する会計基準」(2019年7月4日 企業会計基準第10号)
 - ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(2020年3月31日 企業会計基準適用指針第19号)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2021年度の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

適用された連結会計年度における影響は評価中です。

18. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項は次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、生命保険契約の負債特性に応じた資産及び負債の総合的管理(ALM)を推進し、公社債や貸付金等の円金利資産中心の運用により中長期的に安定した収益の確保を図るとともに、許容されるリスクの範囲内で株式等への分散投資を行っております。また、デリバティブ取引については、主に保有する資産又は負債の価値が変動するリスクを回避する目的で活用しております。

当社の主な金融商品のうち、公社債(国債、地方債及び社債)については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク)及び発行体等の信用リスクに晒されております。株式(外国証券の中に含まれる株式を含む)については、市場リスク(株価の変動リスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。外国証券のうち債券については、市場リスク(市場金利等の変動により価格が変動するリスク、外貨建のものは為替リスクを含む)及び発行体等の信用リスクに晒されております。

貸付金については、国内の企業向けが大半であり、債務者等の信用リスクに晒されているほか、活発な流通市場は存在しないものの、公社債と同様に市場金利等の変化によっても価値が変動することから市場リスクにも晒されております。

デリバティブ取引には、外貨建資産及び外貨建負債の為替リスクをヘッジする目的で行っている為替予約・通貨オプション・通貨スワップ取引、主に株式の価格変動リスクをヘッジする目的で行っている先物・先渡・オプション取引、主に固定利付資産の市場金利の変動による価格変動リスクをヘッジする目的で行っている債券先物・オプション・金利スワップション取引及び主に変動利付資産の金利の変動リスクをヘッジする目的で行っている金利スワップ取引があります。

為替予約取引の一部については、これらをヘッジ手段とし、主に外貨建の外国証券をヘッジ対象とするヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動幅に基づいて、ヘッジの有効性を定期的に検証しております。

なお、会計基準等に基づき、為替予約及び通貨スワップの振当処理を行っているもの、並びに金利スワップの特例処理を適用しているものについては、実行後の有効性の検証は省略しております。

当社は、取締役会で策定している「資産運用リスク管理方針」において、資産運用リスクのリスク管理部署を定め、資産運用全体のリスクを管理する体制を整備しております。合わせて、「資産運用リスク管理規程」において、金融商品に関する資産運用リスクである「市場リスク」「信用リスク」のそれぞれについてリスク管理の枠組みを定めるとともに、具体的なリスク管理手法を定め、リスクの定量的かつ統合的な把握・管理に努めております。また、資産運用リスクの管理部署は、投融資の執行部から独立することで、組織面においても内部牽制機能を確保し、各執行部に方針及び諸規程を遵守させることにより、実効性の高いリスク管理体制の構築を図っております。取締役会は、リスク管理状況の報告を受け、経営の意思決定を行っております。

市場リスクについては、金融商品の価値がマーケットの変化により、どの程度の損失を被る可能性があるかを把握・分析するため、統合的なリスク量としてバリュー・アット・リスク (VaR) を計測し、これを市場リスクに備えたリスク・リミット (含み損益や売却損益を考慮)と比較することで管理しております。

信用リスクについては、貸付金等の投融資実行時に信用リスクの程度に応じた社内格付を付与するとともに、その後も定期的に社内格付を見直し、信用状況の変化を管理しております。さらに、リスク量としてバリュー・アット・リスク (VaR) を社内格付の水準ごとに設定した格付推移確率、デフォルト発生時の投融資元本の予想回収率等を用いたモンテカルロ・シミュレーションにより計測し、信用リスクに備えたリスク・リミットと比較することで管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融商品に係る連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	(中世・ログロ)		
	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
現金及び預貯金	1, 386, 540	1, 386, 540	_
うち、その他有価証券	491, 530	491, 530	_
コールローン	192, 142	192, 142	_
買入金銭債権	565, 143	567, 468	2, 324
うち、その他有価証券	439, 749	439, 749	_
有価証券※1	34, 148, 858	36, 023, 018	1, 874, 159
売買目的有価証券	1, 143, 093	1, 143, 093	_
満期保有目的の債券	1, 661, 737	1, 933, 862	272, 125
責任準備金対応債券	12, 470, 906	14, 068, 089	1, 597, 183
子会社株式及び関連会社株式	42, 011	46, 861	4, 850
その他有価証券	18, 831, 109	18, 831, 109	_
貸付金	2, 645, 407		
貸倒引当金※2	△3, 258		
	2, 642, 149	2, 677, 466	35, 316
社債	474, 969	485, 900	10, 930
売現先勘定	2, 870, 573	2, 870, 573	_
債券貸借取引受入担保金	501, 353	501, 353	_
デリバティブ取引*3	(464, 448)	(464, 448)	_
ヘッジ会計が適用されていないもの	(89, 026)	(89, 026)	_
ヘッジ会計が適用されているもの	(375, 421)	(375, 421)	_

- ※1 非上場株式等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては含めておりません。当該非上場株式等の当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額は194,937百万円です。
- ※2 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- ※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味 の債務となる場合には、()で示しております。

(注1) 当社の金融商品の時価の算定方法

資 産

① 現金及び預貯金、コールローン

帳簿価額を時価としております。ただし、預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものは、3月末日の市場価格等によっております。

- ② 買入金銭債権
 - 3月末日の市場価格等によっております。
- ③ 有価証券

その他有価証券のうち時価のある株式については、3月中の市場価格の平均によっております。

それ以外の有価証券については、3月末日の市場価格等によっております。

④ 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済方法、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似してい

るものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、原則として直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

負債

- ① 社債
 - 3月末日の市場価格等によっております。
- ② 売現先勘定、債券貸借取引受入担保金 時価が帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を時価としております。

<u>デリバ</u>ティブ取引

3月末日の市場価格等によっております。

なお、為替予約及び通貨スワップの振当処理によるものはヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金及び社債の時価に含めて記載し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2) 有価証券(「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として 取扱うものを含む)に関する事項

満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時 価及びこれらの差額については、次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

D 満期保有目的) 満期保有目的の債券					
	連結貸借対照表 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・					
時価が連結貸借対照表計上額を	公社債	352, 775	384, 396	31, 621		
超えるもの	外国証券(公社債)	1, 305, 600	1, 546, 196	240, 596		
時価が連結貸借	公社債	3, 361	3, 268	△92		
対照表計上額を 超えないもの	外国証券(公社債)	_		_		
	合計		1, 933, 862	272, 125		

② 責任準備金対	(単位:百万円)			
	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を	公社債	10, 346, 526	11, 949, 729	1, 603, 203
超えるもの	外国証券(公社債)	613, 425	664, 746	51, 321
時価が連結貸借	公社債	1, 269, 774	1, 229, 897	△39, 877
対照表計上額を超えないもの	外国証券(公社債)	241, 179	223, 715	△17, 464
合計		12, 470, 906	14, 068, 089	1, 597, 183

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

③ その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	取得原価又は 償却原価	連結貸借対照表 計上額	差額
	譲渡性預金		_	_
	買入金銭債権	131,002	137, 430	6, 427
連結貸借対照表	公社債	1, 749, 909	1,841,971	92, 062
計上額が取得原	株式	951, 446	2, 204, 160	1, 252, 714
価又は償却原価	外国証券	10, 727, 140	11, 632, 175	905, 035
を超えるもの	公社債	9, 880, 183	10, 692, 680	812, 496
	株式等	846, 956	939, 495	92, 538
	その他の証券	329, 067	367, 843	38, 775
	譲渡性預金	491,600	491, 530	△69
	買入金銭債権	302, 887	302, 319	△567
連結貸借対照表	公社債	866, 604	831, 411	△35, 193
計上額が取得原	株式	164, 279	134, 282	△29, 996
価又は償却原価	外国証券	1, 886, 365	1,800,000	△86, 364
を超えないもの	公社債	1, 559, 224	1, 477, 596	△81, 627
	株式等	327, 140	322, 403	△4, 737
	その他の証券	20,000	19, 265	△735
合計		17, 620, 302	19, 762, 389	2, 142, 087

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の償還予定額、社債及びその他負債の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1 年超 5 年以内	5年超 10年以内	10年超
預貯金	1, 386, 599			_
コールローン	192, 142	_	_	_
買入金銭債権	280, 549	208	288	278, 221
有価証券	487, 926	3, 938, 537	9, 055, 851	14, 394, 458
満期保有目的の債券	2, 912	592, 931	220, 841	843, 626
責任準備金対応債券	160, 260	690, 872	3, 949, 273	7, 573, 284
その他有価証券	324, 754	2, 654, 734	4, 885, 736	5, 977, 547
貸付金※	181, 062	561, 019	595, 083	1, 025, 841
社債		24, 745		449, 924
売現先勘定	2, 870, 573	_	_	_
债券貸借取引受入担保金	501, 353	_	_	

[※] 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等の償還予定額が見込めないもの、期間の 定めのないものは含めておりません。

19. 東京都その他の地域において、賃貸等不動産(賃貸用オフィスビル等(土地を含む))を有しており、 当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額は 397,361 百万円、時価は 516,728 百万円です。

なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額を使用して おります。

また、賃貸等不動産の一部について、資産除去債務 1,384 百万円をその他の負債に計上しております。

20. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額は、2,031百万円です。なお、それぞれの内訳は、次のとおりです。

貸付金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は、831百万円です。

上記取立不能見込額の直接減額は、延滞債権額、247百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金で破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金、並びに資産の自己査定上の「実質破綻 先」及び「破綻懸念先」に対する貸付金で未収利息が発生しないものです。

貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は、1,200百万円です。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、 利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破 綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

- 21. 有形固定資産の減価償却累計額は、433,122 百万円です。
- 22. 保険業法第 118 条に規定する特別勘定の資産の額は、828, 123 百万円です。なお、負債の額も同額です。
- 23. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

当期首現在高221, 485 百万円前連結会計年度剰余金よりの繰入額47, 451 百万円当連結会計年度社員配当金支払額50,810 百万円利息による増加等29 百万円当連結会計年度末現在高218,156 百万円

- 24. 非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等の株式等の総額は、151,065 百万円です。
- 25. 担保に提供している資産の額は、有価証券 3, 407, 982 百万円、貸付金 325, 829 百万円、現金及び預 貯金 1, 035 百万円です。
- 26. 当社は、2021 年 4 月 15 日に、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後 特約付社債 100,586 百万円を発行しております。

- 27. 当社は、2021 年 6 月 29 日に、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後 特約付社債 70,000 百万円の期限前償還を行う予定です。
- 28. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は、4,366,031百万円です。
- 29. 消費貸借契約で借り入れている有価証券のうち、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有し、当連結会計年度末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は824百万円であり、担保に差し入れているものはありません。
- 30. 貸付金に係るコミットメントライン契約の融資未実行残高は、9,896 百万円です。
- 31. 負債の部の社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び外貨建劣後特約付社債が 449,924 百万円含まれています。
- 32. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が 120,000 百万円含まれています。
- 33. その他資産及びその他負債には、米国子会社の修正共同保険式再保険に係る資産及び負債がそれぞれ 553,964 百万円、616,675 百万円含まれています。
- 34. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における当社 及び国内の生命保険子会社の今後の負担見積額は、36,294 百万円です。 なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。
- 35. 繰延税金資産の総額は、701,323 百万円、繰延税金負債の総額は、647,550 百万円です。繰延税金 資産のうち、評価性引当額として控除した金額は、18,331 百万円です。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金 340,808 百万円、価格変動準備金 247,115 百万円及び退職給付に係る負債 28,691 百万円です。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 567,898 百万円です。 当連結会計年度における税効果会計適用後の法人税等の負担率は △36.4%であり、法定実効税率 27.96%との差異の主な内訳は、社員配当準備金繰入額 △76.5%、海外の連結子会社及び子法人等 の投資税額控除 △13.6%、評価性引当額の増減 10.6%、持分法投資損益 9.5%です。

2020年度 $\left(\begin{array}{c} 2020年 4月 1日から \\ 2021年 3月31日まで \end{array}\right)$ 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(連結損益計算書)

(単位:百万円)

	±.				(単位:日万円)
(67)	科	<u> </u>		۵/۰	金額
経	常	収		益	3, 517, 715
保	険 料	等	収	入	2, 415, 578
	産運	用	収	益	981, 812
利息		配 当 金	等 収	入	748, 445
売買				益	12, 785
	価 証	券 売	却	益	91, 348
	価 証	券償	還	益	16, 592
	の他	運用	収	益	5, 597
特 別	勘定	資 産	運用	益	107, 044
そ の	他	経 常	収	益	120, 324
経	常	費		用	3, 399, 491
保険	金	等 支	払	金	1, 873, 355
保		険	4	金	592, 713
		吹			
年		7 1.		金	439, 632
給		付		金	379, 375
解	約	返	戻	金	405, 680
そ	の他	返 戻	金	等	55, 954
責 任	準 備	金 等	繰 入	額	771, 972
	払 備	金 繰	入	額	296
責 信			噪 入	額	771, 646
社員			息繰入	額	
					29
	産運	用	費	用	173, 751
支	払	利		息	14, 480
有	価 証	券売	却	損	19, 970
有	価 証	券 評	価	損	4,824
有	価 証	券 償	還	損	1,657
金属			品費	用	53, 720
為	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	差	-	損	11, 113
			:品 7.		
			· 入	額	1, 257
賃 貸	用 不 動	産等減	価 償 却	費	8, 439
	の他	運用	費	用	58, 287
事		業		費	422, 875
そ の	他	経 常	費	用	157, 536
経	常	利		益	118, 223
特	別	利		益	241
固 定	資 産	等	<u>L</u> 分	益	241
特	別	^妆 ^枚 損	<i>- /</i>	失	
			1 ^		98, 693
固 定	資 産	等	<u>L</u> 分	損	793
減	損	損		失	1, 111
価 格	変 動 準	懂 備 金	繰 入	額	96, 128
社 会 及	び契約	者福祉増	進 助 成	金	659
税 金 等	調整	前 当 期	純 剰	余	19,771
法人	税 及		民 税	等	39, 834
法人	税	等調	整	額	△ 47, 041
法人	税	等	合	計	\triangle 7, 206
当	期		剰	余	26, 978
非支配株		属する当		余	12
親会社	に帰属	する当	期純剰	余	26, 965

(2020年度連結損益計算書注記)

- 1. 当社の保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
- 2. 当社の保険金等支払金は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第 117 条及び保険業法施行規則第 72 条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

3. 当社の固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりです。 なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

資産をグルーピングした方法

保険営業の用に供している不動産等について保険営業全体で1つの資産グループとし、また、その他の賃貸不動産等及び遊休不動産等についてそれぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

減損損失の認識に至った経緯

地価の下落や賃料水準の低迷により収益性が低下した賃貸不動産等及び遊休不動産等について、 帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しておりま す。

減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

主な用途種類減損損失遊休不動産等土地及び建物等1,082 百万円

計 1,082 百万円

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値又は正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については、売却見込額、不動産鑑定士による鑑定評価等による評価額、 又は公示価格に基づき合理的な調整を行って算定する評価額を使用しております。

また、使用価値については、将来キャッシュ・フローを5.0%で割り引いて算定しております。

(連結包括利益計算書)

(単位:百万円)

		科	E			金額
当	期		純	剰	余	26, 978
そ	\mathcal{O}	他	の 包	括 利	益	558, 098
そ	の他	有 価	証 券	評 価 差	額金	575, 067
繰	延	^	ツ	ジ 損	益	△ 300
為	替	换	算 調	整勘	定	\triangle 19,738
退	職	合 付	に 係	る調響	整 額	4, 313
持	分 法 適	用会神	生に対す	ける 持分相	当 額	\triangle 1, 243
包		括		利	益	585, 076
親	会	± に	係る	包 括 和	训 益	585, 064
非	支 配	株 主	に係	る 包 括	利 益	12

(2020年度連結包括利益計算書注記)

1. その他の包括利益の内訳項目ごとの組替調整額及び税効果の金額は、次のとおりです。

その他有価証券評価差額金: 当期発生額 818,328 百万円 組替調整額 △30,336 百万円 税効果調整前 787,992 百万円 税効果額 △212,924 百万円 その他有価証券評価差額金 575,067 百万円 繰延ヘッジ損益: 当期発生額 2,071 百万円 組替調整額 △2,475 百万円 税効果調整前 △403 百万円 税効果額 103 百万円 繰延ヘッジ損益 △300 百万円 為替換算調整勘定: 当期発生額 △19,738 百万円 組替調整額 税効果調整前 △19,738 百万円 税効果額 為替換算調整勘定 △19,738 百万円 退職給付に係る調整額: 当期発生額 14,456 百万円 組替調整額 △8,459 百万円 税効果調整前 5,997 百万円 税効果額 △1,683 百万円 退職給付に係る調整額 4,313 百万円 持分法適用会社に対する持分相当額: 当期発生額 △807 百万円 組替調整額 △436 百万円 持分法適用会社に対する持分相当額 △1,243 百万円 その他の包括利益合計 558,098 百万円

2020年度 2020年4月 1日から 2021年3月31日まで 連結キャッシュ・フロー計算書

(<u>単位:百万円)</u>

T)		(単位:自万円)
科	目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純剰余(△は損失)		19, 771
賃貸用不動産等減価償却費		8, 439
減価償却費		33, 708
減損損失		1, 111
のれん償却額		5, 826
支払備金の増減額 (△は減少)		902
責任準備金の増減額 (△は減少)		831, 622
社員配当準備金積立利息繰入額		29
貸倒引当金の増減額(△は減少)		1, 011
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)		△ 13, 995
価格変動準備金の増減額(△は減少)		96, 128
利息及び配当金等収入		△ 748, 445
有価証券関係損益(△は益)		△ 192, 148
支払利息		14, 480
為替差損益(△は益)		11, 365
有形固定資産関係損益(△は益)		427
持分法による投資損益(△は益)		6, 716
代理店貸の増減額(△は増加)		26
再保険貸の増減額 (△は増加)		△ 111
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の	○増減額(△は増加)	16, 236
再保険借の増減額 (△は減少)		1,870
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の)増減額 (△は減少)	8, 815
その他		48, 742
小	計	152, 532
利息及び配当金等の受取額		790, 054
利息の支払額		△ 15, 482
社員配当金の支払額		△ 50,810
その他		△ 659
法人税等の支払額		\triangle 45, 261
営業活動によるキャッシュ・フロー		830, 371
投資活動によるキャッシュ・フロー		000, 0.11
預貯金の純増減額(△は増加)		204, 089
買入金銭債権の取得による支出		△ 961, 921
買入金銭債権の売却・償還による収入		720, 425
有価証券の取得による支出		
		△ 5, 073, 449
有価証券の売却・償還による収入		3, 234, 239
貸付けによる支出		△ 451, 769
貸付金の回収による収入		576, 602
その他	ai. = i	828, 345
資産運用活動		△ 923, 438
(営業活動及び資産運用を	古期計)	(△ 93,066)
有形固定資産の取得による支出		△ 16, 105
有形固定資産の売却による収入		2, 148
連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式	での売却による収入	805
その他		△ 10, 973
投資活動によるキャッシュ・フロー		\triangle 947, 562
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入		70,000
社債の償還による支出		△ 1, 129
その他		39, 595
財務活動によるキャッシュ・フロー		108, 465
現金及び現金同等物に係る換算差額		△ 4,058
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		△ 12, 783
現金及び現金同等物期首残高		584, 224
現金及び現金同等物期末残高		571, 440
2011/20 2011 4 4 1/4/94/15/AIBI		0.1, 110

2020年度 連結キャッシュ・フロー計算書注記

- 1. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、現金及び預貯金(当社及び国内の連結子会社及び子法人等の有利息の預貯金を除く)及び海外の連結子会社及び子法人等の短期有価証券です。
- 2. 資金 (現金及び現金同等物) の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目との関係は、次のとおりです。

現金及び預貯金 当社及び国内の連結子会社及び子 法人等の有利息の預貯金 資金 (現金及び現金同等物)

1,386,540 百万円

△815,099 百万円 <u>571,440 百万円</u>

2020年度 $\left[\begin{array}{c} 2020年 \; 4月 \; 1$ 日から $\\ 2021年 \; 3月31日まで \end{array} \right]$ 連結基金等変動計算書

(単位:百万円)

	基金等				その他の包括利益累計額							がかマムコ
	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	- 非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	639,000	2	102,654	741,656	949,379	405	△ 59,708	△ 61,476	△ 4,127	824,471	121	1,566,249
米国子会社の会計基準 (ASU2016-13、ASU2019-05)に 基づく累積的影響額			△ 6	△ 6								△ 6
米国子会社の会計基準 (ASU2016-13、ASU2019-05)を 反映した当期首残高	639,000	2	102,648	741,650	949,379	405	△ 59,708	△ 61,476	△ 4,127	824,471	121	1,566,243
当期変動額												
社員配当準備金の積立			△ 47,451	△ 47,451								△ 47,451
親会社に帰属する当期純剰余			26,965	26,965								26,965
土地再評価差額金の取崩			△ 311	△ 311								△ 311
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)					577,125	△ 300	311	△ 23,039	4,313	558,410	11	558,422
当期変動額合計	-	-	△ 20,797	△ 20,797	577,125	△ 300	311	△ 23,039	4,313	558,410	11	537,624
当期末残高	639,000	2	81,850	720,853	1,526,505	104	△ 59,397	△ 84,516	185	1,382,881	133	2,103,868

内 部 統 制 報 告 書

2021年5月18日

住友生命保険相互会社 代表執行役社長 高田 幸徳

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表執行役社長 高田幸徳は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準じて財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である 2021 年 3 月 31 日を基準日として行われており、 評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、保険業法第 110 条第 2 項の規定に基づき作成した連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結基金等変動計算書、連結財務諸表の作成方針及びその他の注記を財務報告の範囲とし、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結される子会社及び子法人等並びに持分法適用関連法人等について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社14 社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社12 社及び持分法適用関連法人等10 社は、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社の経常収益(連結会社間取引消去後)が、連結経常収益の 2/3 を超えていることから、当社のみを「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「有価証券、一般貸付金、保険契約準備金」の他、「保険契約準備金」の計算に重要な影響を与える「保険料等収入」及び「保険金等支払金」を選定し、これらの勘定科目に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス、リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセス及び金額的な重要性の大きい勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項なし。

5【特記事項】

該当事項なし。

以上